

岩手県告示第449号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、奥州市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡普代村及び九戸郡洋野町
- 2 基本測量を実施する期間 平成23年7月25日から平成24年2月29日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（基本重力測量）